

大和市告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により次のとおり市道の路線を自転車歩行者専用道として指定し、同法第18条第2項の規定により令和3年9月22日から供用を開始する。

なお、関係図面は、本市街づくり施設部道路管理課において、令和3年9月22日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の一般の縦覧に供する。

令和3年9月22日

大和市長 大 木 哲

路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長	備 考
下福田355号	福田字甲五ノ区 7014番5	福田字甲五ノ区 7014番5	4.00~ 5.03 <sup>m</sup>	34.45 <sup>m</sup>	